

## 大口町後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	大口町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	94-1 : 高齢者の医療費助成に関する事務

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	大口町後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大口町条例第26号）別表第1 町長の部 大口町後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法（平成9年法律第123号）第1条	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等）について、（これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ること）を目的とする。	第1条 この要綱は、（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者）の（健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱（平成20年）
--------------	--	--------------------------

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項
事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項の規定による医療費（自己負担分）助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項14号イ	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第4条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第5条第1項の規定による医療費（自己負担分）助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ4	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	大口町後期高齢者福祉医療費給付要綱第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2023年10月02日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	高齢者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年09月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	31
保護評価書の名称	大口町 後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=10&amp;opn_date_to_day=13&amp;kk_name=%26%2322823%3B%26%2321475%3B%26%2330010%3B%26%2338263%3B&amp;count=20&amp;ev_type=2&amp;kk_type=2&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=7&amp;opn_date_from_day=13&amp;sort_key=opn_date_from&amp;sort_order=DESC&amp;search=1&amp;page=2">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?opn_date_to_gengo=5&amp;opn_date_to_year=5&amp;opn_date_to_month=10&amp;opn_date_to_day=13&amp;kk_name=%26%2322823%3B%26%2321475%3B%26%2330010%3B%26%2338263%3B&amp;count=20&amp;ev_type=2&amp;kk_type=2&amp;opn_date_from_gengo=4&amp;opn_date_from_year=5&amp;opn_date_from_month=7&amp;opn_date_from_day=13&amp;sort_key=opn_date_from&amp;sort_order=DESC&amp;search=1&amp;page=2</a>
委任関係	